

令和元年度銃器対策推進状況

令和2年6月22日
銃器対策推進会議

1 銃器摘発体制の強化と取締関係機関の連携の緊密化

(1) 体制の強化

〔警察庁〕

- 暴力団関連事件や薬物事犯等の摘発時における銃器情報の収集を徹底するなど、組織の総合力を発揮した銃器情報の収集と一元的・組織的管理により、暴力団等に係る銃器摘発の一層の強化と捜査の効率的な推進を図った。
- 各都道府県警察において、「情報官会議」等を積極的に開催し、関係部門間で有用な情報の共有を図った。
- 効果的な内偵捜査、捜索を行うための装備資機材の整備・充実を図った。
- 対立抗争事件発生時における初動対応訓練や各種捜査手法・装備資機材の効果的な活用要領の習熟に向けた実践的な教養訓練を実施した。

〔財務省〕

- 拳銃の密輸に関する情報収集及び犯則調査を行う担当部門において、銃器密輸関連情報について積極的に情報収集を行うとともに、国際密輸組織に関する分析を充実することにより、監視取締体制の一層の強化を図った。
また、犯則調査センター室（東京税関）、監視取締センター室（横浜税関）及び情報センター（東京税関）において、情報収集、監視取締体制の充実を図った。
- X線検査装置（固定式・移動式等）、監視カメラ等の検査・取締機器の整備・充実を図るとともに、効果的な活用に努めた。

〔海上保安庁〕

- 各管区海上保安本部に設置された密輸・密航対策本部において、巡視船艇・航空機による連携したしよ戒を実施するなどして、監視取締体制の強化を図った。
- 資機材を整備し、監視能力等を向上させた巡視船艇・航空機の充実を図った。

(2) 連携の緊密化

〔出入国在留管理庁〕

- 違反調査を始めとする退去強制手続の過程において、拳銃等の銃器を発見し、または関連情報を入手した場合には、警察等関係機関へ速やかに情報提供する体制で臨んだ。

〔海上保安庁〕

- 各港湾における港湾危機管理コアメンバー会合や港湾保安委員会等において、関係機関と情報交換を行うとともに連携の緊密化を図った。

〔警察庁・法務省・出入国在留管理庁・財務省・海上保安庁〕

- 警察が主催する「地方機関連絡協議会」及び都道府県単位の「連絡協議会」や、財務省が主催する「密輸出入取締対策会議」及び「地区密輸出入取締対策協議会」等を全国各地で開催し、検察職員、出入国在留管理庁職員、海上保安庁職員等が積極的に参加し、捜査手法や密輸に関する情報交換を行い、取締関係機関との緊密な連携の強化を図った。

〔警察庁・財務省・海上保安庁〕

- 関係機関において、密輸入事犯の取締りを想定した合同訓練や合同検問、違法銃器密輸撲滅のための広報活動、人事交流、講師の相互派遣を行った。

2 銃器犯罪に対する徹底した捜査・調査と厳格な処理

〔警察庁〕

- 銃器を使用した犯罪の検挙の徹底を図り、令和元年中、銃器使用犯罪 25 件（うち暴力団構成員等によるもの 12 件）を検挙した。
- 暴力団等による銃器事犯や武器庫の摘発検挙の推進、対立抗争に起因する銃器を使用した事件の検挙の徹底を図り、令和元年中、暴力団構成員等が関与する拳銃及び拳銃部品に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反事件を 47 件検挙するとともに、厳正な科刑の実現のため、事犯の全容解明とその悪性の立証に努めた。

〔法務省〕

- 全国の検察官が出席する会同・会議において、第一次捜査機関が摘発した銃器事犯の厳正な処分及び科刑の実現について意識共有を図り、その実施に努めた。

〔財務省〕

- 犯則調査を行う担当部門において、銃器密輸入事犯の徹底した調査に努めた。

〔海上保安庁〕

- 水際での銃器事犯の取締りの徹底を図り、令和元年中、外国人に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反事件 1 件を送致した。

3 水際対策の的確な推進

(1) 摘発の徹底

〔警察庁〕

- 国内で摘発・押収された銃器の流通経路の追跡調査を行うとともに、国内外の関係機関との情報交換を実施し、拳銃等の密輸組織及び密売ルート の 解明及び摘発に向けた情報収集に努めた。

〔出入国在留管理庁〕

- 銃器事犯関係者に関する出入国記録照会がなされた場合は、迅速に回答した。

〔財務省〕

- 国内外の関係機関から入手した銃器等に関する密輸情報の総合的な分析を行い、密輸ルート及び密輸手法等の解明に努めた。
- 監視艇を活用し、銃器等の密輸の中継地となる可能性の高い離島や洋上取引による密輸に対する監視取締り及び情報収集を積極的に実施した。
- 爆発物探知犬・銃器探知犬を活用し、主要空港等において重点的な密輸取締りに努めた。
- 取締強化期間を設定し、密輸取締りの強化を図った。

〔海上保安庁〕

- 密輸水際対策強化期間を設け、漁業・海事関係者等からの情報収集活動を強化した。
- 徘徊や長時間の停留等、動静が不審な船舶について、巡視船艇・航空機によるしゅう戒及び情報収集を実施した。

〔警察庁・財務省・海上保安庁〕

- 警察、財務省及び海上保安庁が連携を強化し、全国各地において要注意船舶に対する合同による船内検査等を実施し、令和元年中、2,829 隻の外国船舶に対して立入検査を実施した。

〔警察庁・財務省・海上保安庁〕

- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、関係機関との合同訓練等を開催し、水際対策に係る連携強化を図った。

(2) 厳重な審査、検査等の実施

〔出入国在留管理庁〕

- 不法入国者等の発見を目的とした臨船サーチ及び港湾区域・空港直行通過区域の警戒活動等において、銃器等関連情報を入手した場合には、速やかに捜査に協力する体制で臨んだ。

〔財務省〕

- 本邦への入港前に報告された船舶・航空機の旅客及び乗組員に関する情報を活用して、検査対象者の効果的な絞込みを図るとともに、X線検査装置等の検査機器の有効活用により、入国旅客等の携帯品に対して重点的かつ効率的な検査を実施した。特に航空機旅客に関しては、電子的に報告された乗客予約記録（PNR）を分析し、これに基づく検査も実施した。
- 入国検査場内等の巡回の強化により、不審者・不審物の把握に努めた。
- 船舶等が我が国へ入港する前に報告された輸入貨物等に関する情報を活用して、外国貨物が本

邦の港に船卸しされる前の段階から、要注意貨物のスクリーニング（絞込・選定）を的確かつ効果的に行うとともに、大型X線検査装置等の検査機器の有効活用により、重点的かつ効率的な検査を実施した。

- 保税地域の貨物管理者等に対して、各種会合等を通じて情報提供依頼を行うなど、通報体制を強化するとともに、保税地域への巡回及び貨物の搬出入等の際の立会い確認を実施した。
- 我が国を経由して第三国に輸送されるトランジット貨物等についても、必要に応じ検査を実施した。

〔海上保安庁〕

- 水際対策の強化等のため、令和元年中、関係機関と合同で立入検査を実施したものを含め合計4,836隻の外国船舶の立入検査を実施した。

〔経済産業省〕

- 銃砲、実包並びにこれらの部分品及び附属品については、外国為替及び外国貿易法第52条に基づき、経済産業大臣の輸入承認を要する貨物として規制しており、厳正な審査を実施するとともに、合理的かつ実効的な規制の実施に努めた。

(3) 協力の要請

〔警察庁〕

- 運輸関係団体や漁業関係団体との協力会議を開催し、水際対策への協力要請を行ったほか、水際監視協力員を対象とした研修会等を開催し、監視強化及び不審情報の提供を依頼した。

〔財務省〕

- 財務省及び各税関において「密輸防止に関する覚書」等を締結している関係業界団体に対し、銃器等の密輸情報の提供を依頼し、その入手に努めた。
- 通関業者、船舶代理店等の関係業者に対して、各種会合等を通じて、情報提供等の協力依頼を行い、不審情報の通報を促進した。
- 税関職員が、漁協、地域住民及び同地域に配置している民間協力者等に対し、銃器等に関する密輸情報の提供を依頼し、その入手に努めた。

〔水産庁〕

- 都道府県等を通じ、漁業者等に対して、不審な積荷・船舶等に対する積極的な情報提供等を行うよう要請文書を配布した。

〔経済産業省〕

- 外国貿易関係団体（一般社団法人日本貿易会）を通じ、外国貿易関係者等に対し、銃器の密輸の防止及び物流システムを通じた銃器の拡散防止の観点から、不審な積荷、船舶等に対する情報を積極的に通報するよう引き続き要請した。

〔海上保安庁〕

- マリーナ、漁業及び海事関係者等を訪問するなどして、情報提供の協力を依頼し、その入手に努めた。

(4) 国際郵便の検査体制の強化等

〔総務省〕

- 国際郵便物の検査に係る現場レベルでの一層の連携強化が図られ、税関による国際郵便物の検査が効果的に行われるよう、日本郵便株式会社に対し協力を要請した。

〔財務省〕

- 税関において、銃器等の密輸仕出国の可能性が高い国からの郵便物を重点的に検査するため、同郵便物についてはそれ以外の国からの郵便物とは別に提示を行うことを日本郵便株式会社に対し要請するとともに、X線検査装置等の検査機器を有効活用し、重点的かつ効率的な検査を実施した。
- 爆発物探知犬、銃器探知犬を活用し、重点的な密輸取締りに努めた。

4 国内に潜在する銃器の摘発等

(1) 暴力団の関与する銃器の摘発

〔警察庁〕

- 組織犯罪対策部門において、情報を一元的に管理するなど暴力団が組織的に管理する拳銃等を重点とした取締りを実施し、令和元年中、暴力団から拳銃 77 丁を押収した。
- 令和元年中、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数は 10 件で、うち対立抗争によるものは 3 件発生した。銃器発砲事件に対しては、徹底した捜査活動と警戒活動を推進するとともに、暴力団排除活動と連動した銃器根絶活動を推進した。

(2) 摘発、押収の徹底

〔警察庁〕

- 拳銃等に関する情報収集の強化を図るとともに、徹底した内偵捜査、綿密な搜索及び都道府県警察間における積極的な合同・共同捜査を推進し、令和元年中、拳銃 401 丁を押収した。
- インターネット事犯に対する捜査能力の向上を図るとともに、インターネット上の違法銃器に関する情報収集に努め、取締りを徹底し、令和元年中、インターネットのオークションサイトや掲示板等を端緒として拳銃 54 丁を押収した。
- 「拳銃 110 番報奨制度」周知のための広報活動を積極的に推進し、令和元年中、同制度による通報を 2,446 件受理した。
- 準空気銃の取締りを徹底し、令和元年中、準空気銃の不法所持事件 35 件、31 人を検挙し、68 丁を押収した。

〔法務省〕

- 全国の検察官が出席する会同・会議において、隠匿されている拳銃等及び拳銃実包の回収を図るため、通信傍受法に基づく捜査手法等の積極的かつ適正な運用について意識共有を図り、その実施に努めた。

〔海上保安庁〕

- 「海の緊急通報電話番号 118 番」を活用して、広く国民から違法銃器に関する情報の収集に努めた。

(3) 密造等防止の推進

〔警察庁〕

- ガンマニア等についての実態把握と情報収集活動を推進し、密・改造銃の摘発に努め、令和元年中、暴力団やガンマニア等から密造拳銃 20 丁、改造拳銃 59 丁を押収した。

〔経済産業省〕

- 平成 31 年 4 月 2 日付けで、モデルガン、エアソフトガンの製造、販売等の関連業界団体である日本遊戯銃協同組合ほか 5 団体を通じて、製造・販売業者に対して、武器等製造法等の遵守及びこれらの製品を利用した改造防止等の観点から、モデルガン、エアソフトガンの製造・販売の

慎重な対応、消費者に対する銃器対策の啓発等を推進するよう引き続き要請した。

5 国際協力の推進

(1) 国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書（仮称）の締結準備

【警察庁・外務省・経済産業省】

- 国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書（仮称）の締結に向けて、同議定書及び銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法等の国内関係法を整備するための法律案について、鋭意検討を行った。

(2) 諸外国への働きかけ

【警察庁】

- 銃器密輸の経由地等となるおそれのある諸外国の捜査機関に対し、日本の銃器情勢への理解を求めるとともに、銃器の密輸等に関する今後の情報交換について協力を依頼した。

【総務省】

- 万国郵便連合（U P U）国際事務局に対し、銃器の密輸防止のための郵便物の引受検査徹底等の依頼を各加盟国の郵便事業体に周知するように要請した。

【外務省】

- 国連総会において、南アフリカ及びコロンビアと共同で小型武器決議案を提出し、コンセンサスで採択された。
- 平成 26 年に発効した武器貿易条約（A T T）については、様々な機会を捉えてアジア諸国や主要武器貿易国に A T T の締結を働きかけた。締約国数は 105 か国・地域まで増加した（令和 2 年 3 月末現在）。

【財務省】

- 世界税関機構（W C O）等の国際会議において、我が国の取締状況を紹介するなど、銃器等の不正取引防止に関する取組の促進に貢献した。
- 銃器等の密輸の取締りに資する情報分析能力の強化等を目的に、開発途上国の税関職員を対象として、我が国への受入研修及び我が国税関職員の海外派遣を実施した。

【海上保安庁】

- アジア・アフリカ等の海上法執行機関の関係者に対する海上における法執行研修の実施及び海上保安庁職員の海外派遣を実施した。
- 北太平洋地域の海上保安機関が参加する「北太平洋海上保安フォーラム」及びアジア地域の海上保安機関が参加する「アジア海上保安機関長官級会合」に参加し、密輸対策等をテーマとした情報交換会議において銃器の密輸等に関する情報提供を依頼し、協力体制の強化を図った。

(3) 情報交換の促進等

【警察庁】

- 国内外での各種会合の場や海外出張等の様々な機会を通じ、銃器密輸の仕出地となっている諸外国の捜査機関と積極的に情報交換の場を設け、捜査協力関係の強化を図った。

【外務省】

- 国連及び多国間の関連会合や、研究機関等の会合に出席し、情報交換を通じて、各国及び地域の非合法小型武器に対する取組について把握するとともに、不正取引防止の促進のための議論に貢献した。

〔財務省〕

- 世界税関機構（WCO）のアジア大洋州地域内における情報交換ネットワークの拠点である地域情報連絡事務所（R I L O）の情報交換ネットワーク等を通じて、銃器等の密輸を含む情報交換の促進に努めた。
- 外国や地域との間で、銃器等の密輸の防止等を目的とした情報交換を含む税関当局間の協力を促進する二国間税関相互支援協定の締結等による協力枠組みの構築を推進し、現在、こうした情報交換等に関する枠組みを構築した国・地域は 36 か国・地域となっている。令和元年度には、新たに、ウズベキスタンとの税関相互支援協定を締結したほか、オーストリアとの間で当局間取決めを作成した。現在、アルゼンチン、ウルグアイ、ボリビア、セネガル、ベラルーシ、イランとも早期署名に向けて交渉を行っている（令和2年3月末現在）。
さらに、これまでに構築した協力枠組みを活用し、銃器等の密輸の防止等を目的とした情報交換の促進に努めた。
- 海外における情報収集を強化するため、世界税関機構（WCO）等の国際会議への出張などを活用し、銃器等の密輸を含む情報収集に努めた。

〔海上保安庁〕

- 銃器等の密輸に係る仕出地となる可能性の高い国に職員を派遣し、当該国関係機関との情報交換の推進に努めた。

6 国民の理解と協力の確保

(1) 広報啓発活動の推進

【警察庁】

- 拳銃等違法銃器に対する積極的な情報提供を呼びかけるため、警察庁及び都道府県警察のウェブサイト等を活用して、銃器情勢とともに「拳銃 110 番報奨制度」等について広報し、その周知徹底を図った。
- 各都道府県警察において、ウェブサイト、SNS、広報用DVD等を用いた広報、各種イベントの機会を利用した広報、ポスター募集・展示による広報により、銃器根絶に向けた広報啓発活動を強力に推進した。
- 国民の銃器犯罪根絶の意識を高めるとともに、銃器対策に関する理解と協力を確保するため、令和2年1月、千葉県警察本部との共催で「薬物銃器犯罪根絶の集い・千葉大会」を開催した。
- 猟銃等講習会及び技能講習の開催等を通じ、猟銃等の所持者に対して、猟銃等の適正管理や取扱いの基本について指導した。

【財務省】

- 税関における銃器摘発事件等を税関のウェブサイトに掲載したほか、ツイッターやユーチューブ等のSNSを活用し、税関における水際対策を広報した。
- 密輸情報提供リーフレットや密輸ダイヤル周知CM等の活用により、密輸ダイヤル(0120-461-961)を積極的に広報し、銃器等の密輸情報の提供を広く呼びかけた。
- 取締強化期間を中心に、離島、不開港等の漁業関係者や地域住民に対し、税関の密輸取締りに関する役割についてパンフレットの配布等によって広報した。

【水産庁】

- 都道府県に対し、漁業者等への広報啓発活動を積極的、計画的に行うよう指導し、漁業者向けの銃器情報の通報要請等のパンフレットを配布した。
- 漁業関係団体を通じ、傘下の漁業者に対して銃器密輸防止のためのパンフレットを配布した。

【経済産業省】

- 火薬類の危害予防意識の高揚を図ることを目的とした「火薬類危害予防週間」を実施し、火薬類関係団体、各都道府県、各産業保安監督部を通じて普及啓発用のポスターを配布するとともに、火薬類販売業者及び火薬庫の所有者又は占有者等に対して、拳銃実包を含む火薬類に係る盗難防止措置及び管理体制の点検等の安全確認の徹底を図った。

【国土交通省】

- 国際宅配便を取り扱う事業者に対し、荷物の中に隠匿された銃器の発見につながる情報の提供について事業者団体を通じ協力を要請するとともに、各事業者において営業所等まで適切に伝達されているか確認を行うことにより、一層の周知を図った。

【海上保安庁】

- 「海の緊急通報用電話番号 118 番」を積極的に広報し、銃器事犯等の情報提供をマリナー、漁業及び海事関係者等のほか一般国民に対しても広く呼びかけた。

【環境省】

- 各都道府県において、狩猟者に対して狩猟免許の更新時に行う講習会を通じて、狩猟者が所持する銃器の適正な使用及び管理について指導した。
- 国から都道府県及び狩猟団体に対して、狩猟期間等における銃器の適正な使用及び管理について、狩猟者への指導を要請した。

(2) 対外広報の実施

【警察庁】

- 関係機関と連携し、関係団体の協力を得て、銃器密輸防止のための広報活動を実施した。

【財務省】

- 旅行会社等に対し、銃器等の密輸防止に関するパンフレット等の配布を要請した。

【海上保安庁】

- 関係機関と連携し、マリナー、漁業及び海事関係者等を訪問するなどして、銃器等の密輸防止のための情報提供について理解と協力を求めた。

(3) 猟銃等所持許可の厳格な審査

【警察庁】

- 銃砲刀剣類所持等取締法の円滑な運用に努めるとともに、猟銃等所持許可に当たっての厳格な審査、的確な行政処分による不適格者の排除等を推進した。

【経済産業省】

- 都道府県等の火薬類取締法の担当者に対して、実包等の貯蔵・廃棄等の適正な取扱いについて研修等を通して指導した。